



作成日：2005年5月10日
改定日：2016年11月1日

安全データシート

1. 製品及び会社情報

製品名	: スーパージンクうすめ液 (0.15L、1L、3L、16L)
会社名	: 日新インダストリー株式会社
住所	: 東京都新宿区西早稲田 2-15-11
担当部門	: 品質管理部
電話番号	: 03-3209-2181
緊急連絡電話番号	: 03-3209-2181
FAX 番号	: 03-3232-6953
メールアドレス	: info@nissin-industry.jp
種類	: ジンク専用うすめ液
推奨用途及び使用上の制限	: 当社ジンク製品の希釈専用
整理番号	: NIS-SP003

2. 危険有害性の要約





最重要危険有害性及び影響／特定の危険有害性

人の健康に対する有害な影響	: ・吸入すると有害 ・皮膚刺激 ・発がんのおそれの疑い ・生殖能または胎児への悪影響のおそれ ・臓器の障害(単回ばく露) ・長期または反復ばく露による臓器の障害 ・人の健康に重大な影響を与える恐れがある物質を含有している。
環境への影響	: ・水生生物に毒性(急性) ・長期的影響により水生生物に毒性
物理的及び化学的危険性	: ・非常に燃えやすい液体である。蒸気が滞留すると爆発の恐れがある。

GHS 分類

物理化学的危険性	: ・引火性液体：区分 3
健康及び環境に対する有害性	: ・急性毒性（吸入：蒸気）：区分 4 ・皮膚腐食性及び刺激性：区分 2 ・眼に対する重篤な損傷性または眼刺激性：区分 2 ・発がん性：区分 2 ・生殖毒性：区分 1A ・特定標的臓器毒性（単回ばく露）：区分 1（呼吸器、神経、腎、肝）、区分 3（麻酔作用） ・特定標的臓器毒性（反復ばく露）：区分 1（呼吸器、神経）区分 2（腎、肝） ・吸引性呼吸器有害性：区分 1 ・水生環境有害性（急性）：区分 1 ・水生環境有害性（長期間）：区分 1

ラベル要素

絵表記	:	   
注意喚起語	:	危険
危険有害性情報	:	<ul style="list-style-type: none"> ・引火性液体及び蒸気 ・皮膚刺激 ・強い眼刺激 ・発がんのおそれの疑い ・生殖能又は胎児への悪影響のおそれ ・臓器の障害（単回ばく露） ・長期にわたる、又は反復ばく露による臓器の障害 ・水生生物に毒性 ・長期継続的影響によって水生生物に毒性
注意書き		
予防策	:	<ul style="list-style-type: none"> ・すべての安全注意を読み理解するまで取り扱わないこと。 ・この製品を使用する時に、飲食又は喫煙をしないこと。 ・火気のある場所、火花や静電気を発生するもの、高温熱源等の付近では、絶対に使用しないこと。 ・また、電気設備や電気機器は防爆構造とし、機器類は全てアースをとること。 ・静電気対策を行い、帯電防止作業服、静電安全靴等を着用すること。 ・取扱い作業場所では、密閉設備又は局所排気装置を設けて、十分に換気を行うこと。 ・保護手袋、保護眼鏡、保護面等、保護具を着用すること。 ・ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。 ・中身を容器から出し入れする場合は、周囲にこぼれないように十分注意すること。 ・取扱い後は手洗い、うがい等を行うこと。 ・環境への放出を避け、容器を密閉しておくこと。 ・指定された用途以外（シンナー遊び等）には使用しないこと。
応急措置	:	<ul style="list-style-type: none"> ・火災の場合には適切な消火方法をとること。（粉末、炭酸ガス、泡、等） ・漏洩の場合には、速やかに適切な方法で回収すること。 ・吸入した場合、空気の新鮮な場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。 ・ばく露又はその懸念がある場合、気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。 ・眼に入った場合、水で数分間注意深く洗うこと。 ・コンタクトレンズを容易に外せる場合は外して洗うこと。 ・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。 ・皮膚（又は毛髪）に付着した場合、直ちに、すべての汚染された衣類を脱いで取り除き、多量の水と石鹼で洗うこと。 ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。 ・皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。 ・飲み込んだ場合、無理して吐かせないこと。 ・直ちに医師の診断、手当てを受けること。
保管	:	<ul style="list-style-type: none"> ・容器を密閉して涼しく換気の良いところで施錠して保管すること。 ・子供の手の届かないところに保管すること。
廃棄	:	<ul style="list-style-type: none"> ・内容物や容器を、都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。

3. 組成・成分情報

単一化学物質・混合物の区別 : 混合物

化学名または一般名	含有率 (%)	CAS No.	備考			
			(1)	(2)	(3)	(4)
トルエン	4.0	108-88-3	—	300	—	407
キシレン	38	1330-20-7	—	80	—	136
エチルベンゼン	58	100-41-4	—	53	—	70

※注釈 (1)は PRTR 法施行令別表第一の特定指定化学物質に該当する「号の番号」
 (2)は PRTR 法施行令別表第一の第1種指定化学物質に該当する「号の番号」
 (3)は PRTR 法施工令別表第二の第2種指定化学物質に該当する「号の番号」
 (4)は安衛法 57 条の2にかかわる施行令別表第9の通知対象物に該当する「号の番号」

4. 応急処置

下記の応急措置を施すとともに、直ちに医師に連絡をとりその指示に従う。

- 吸入した場合 : ・新鮮な空気のある場所に移動し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。
 ・医師の診断、手当てを受けること。
- 皮膚に付着した場合 : ・気分が悪い時は、医師の手当て、診断を受けること。
 ・汚染された衣類を脱ぐこと。
 ・皮膚を速やかに洗浄すること。
 ・多量の水と石鹼で洗うこと。
 ・皮膚刺激があれば、医師の診断、手当てを受けること。
 ・医師の診断、手当てを受けること。
- 眼に入った場合 : ・汚染された保護衣を再使用する場合には洗濯すること。
 ・水で数分間、注意深く洗うこと。
 ・コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。
 ・その後も洗浄を続けること。
 ・眼の刺激が持続する場合は、医師の診断、手当てを受けること。
 ・医師の診断、手当てを受けること。
- 飲み込んだ場合 : ・口をすすぐこと。
 ・この液体は肺に入ると化学性肺炎の危険が増すので、吐き出させてはならない。
 ・医師の診断、手当てを受けること。
 ・気分が悪い時は、医師の診断、手当てを受けること。
- 応急措置をする者の保護 : ・火気に注意する。有機溶剤用の防毒マスクが有ればそれを着用する。

5. 火災時の措置

- 消火剤 : ・小火災：二酸化炭素、粉末消火剤、散水、耐アルコール性泡消火剤
 ・大火災：散水、噴霧水、耐アルコール性泡消火剤
- 消火方法 : ・散水以外の消火剤で消火の効果が大きい大きな火災の場合には散水する。
 ・危険でなければ火災区域から容器を移動する。
 ・移動不可能な場合、容器及び周囲に散水して冷却する。
 ・消火後も、大量の水を用いて十分に容器を冷却する。
 ・棒状注水を消火に用いてはならない。

6. 漏出時の措置

関係法規に準拠して作業する。

人体に対する注意事項、保護具及び緊急時措置

- ： ・漏洩物に触れたり、その中を歩いたりしない。
- ・直ちに、全ての方向に適切な距離を漏洩区域として隔離する。
- ・関係者以外の立入りを禁止する。
- ・作業者は適切な保護具（「8. ばく露防止及び保護措置」の項を参照）を着用し、
- ・眼、皮膚への接触やガスの吸入を避ける。
- ・適切な防護衣を着けていないときは、破損した容器あるいは漏洩物に触れてはいけない。
- ・漏洩しても火災が発生していない場合、密閉性の高い、不浸透性の保護衣を着用する。
- ・風上に留まる。
- ・低地から離れる。
- ・密閉された場所に立入る前に換気する。

環境に対する注意事項

- ： ・河川等へ排出され、環境への影響をおこさないように注意する。

封じ込め及び浄化の方法と機材

- ： ・危険でなければ漏れを止める。
- ・漏出物を取扱うとき用いる全ての設備は接地する。
- ・蒸気抑制泡は蒸発濃度を低下させるために用いる。

7. 取り扱い及び保管上の注意

関係法規に準拠して作業する。

取扱い

- ： ・換気の良い場所で取り扱う。
- ・容器はその都度密栓する。
- ・周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。
- ・作業中は、帯電防止型の作業服、靴を使用する。
- ・静電塗装作業を行う場合には、通電靴を着用する。
- ・工具は火花防止型のものを使用する。
- ・缶のフタをあけるとときにはガスが発生し容器に圧力がかかることがありますので保護めがねを着用し、布（ウエス）でフタを押さえながらガスや塗料の噴出に注意して静かに開栓してください。（スプレー缶を除く）
- ・塗装中に発生した塗料ダストや粉塵には、亜鉛末が高濃度で含まれていますので発火しやすく、また水と反応すると水素ガスが発生することがありますので、常に除去してください。
- ・皮膚、粘膜、又は着衣に触れたり、目に入らぬよう保護具を着用する。
- ・取り扱い後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋等の汚染保護具を持ち込まない。
- ・密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。

保管

- ： ・日光の直射を避ける。
- ・通風のよいところに保管する。
- ・火気、熱源から遠ざけて保管する。

8. 暴露防止及び保護措置

設備対策

- ： ・取扱い設備は防爆型を使用する。
- ・排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。
- ・液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースを取るよう設備すること。
- ・取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれぬような設備とする。
- ・屋内取り扱い作業の場合は、作業者が直接ばく露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者がばく露から避けられるような設備にする。
- ・タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。

許容濃度

：

化学名及び一般名	管理濃度 (ppm)	管理濃度 (mg/m ³)	ACGIH (ppm)	ACGIH (mg/m ³)
トルエン	20	—	100	—
キシレン	50	—	100	—
エチルベンゼン	20	—	100	—

- 呼吸器の保護具 : ・有機ガス用防毒マスクを着用する。
 ・密閉された場所では送気マスクを着用する。
- 手の保護具 : ・有機溶剤又は化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。特にケトン系、エステル系の強溶剤主体の製品を扱う場合、ポリウレタン材質、天然ゴム材質の耐溶剤手袋を着用するか、SDS記載成分に耐える適切な手袋をカタログより選び着用する。
- 目の保護具 : ・取り扱いには保護メガネを着用すること。
- 皮膚及び身体の保護具 : ・取扱う場合には、皮膚を直接曝させないような衣類を付けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。
 ・作業者は、顔面シールド、頭巾、保護衣を着用する。

9. 物理的及び化学的性質

- 物理的状態
- 形状 : 液体
- 色 : 透明
- 臭い : 溶剤臭
- pH 及びその濃度 : 情報を有していない
- 沸点 : 136°C~144°C
- 融点、凝固点 : 情報を有していない
- 引火点 : 24°C
- 発火点 : 432°C
- 爆発範囲 : 0.9%~7.0%
- 蒸気圧 : 900Pa
- 蒸気密度 : 情報を有していない
- 密度 : 0.867/20°C
- 溶解度 : 情報を有していない
- n-オクタノール/水分係数 : 情報を有していない
- 分解温度 : 情報を有していない

10. 安定性及び反応性

- 安定性 : ・通常の温度、圧力の条件下では安定である。
- 特定条件下で生じる危険な反応
- 混触危険物質 : ・強酸化剤、強酸、強アルカリ
- 危険有害な分解生成物 : ・加熱分解、燃焼により一酸化炭素、二酸化炭素を生じる。

11. 有害性情報

化学名及び一般名	LD50 mg/kg	LC50 (吸入) 蒸気 ppm/1H	LC50 (吸入) 粉塵、ミスト mg/l/1H	LD50 (経口) mg/kg
トルエン	12000	4800	—	4800
キシレン	—	6700	—	3500

エチルベンゼン	15400	4000	—	3500
---------	-------	------	---	------

皮膚腐食性及び刺激性	:	・エチルベンゼン: 区分 3 ・キシレン: 区分 2 ・トルエン: 区分 2
眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性	:	・エチルベンゼン: 区分 2B ・キシレン: 区分 2A ・トルエン: 区分 2B
発がん性	:	・エチルベンゼン: 区分 2
生殖毒性	:	・エチルベンゼン: 区分 1B ・キシレン: 区分 1B ・トルエン: 区分 1A
特定標的臓器毒性 (単回ばく露)	:	・エチルベンゼン: 区分 2(中枢神経系)、区分 3(気道刺激性) ・キシレン: 区分 1(呼吸器、肝臓、中枢神経系、腎臓)、区分 3(麻酔作用) ・トルエン: 区分 1(中枢神経系)、区分 3(麻酔作用)
特定標的臓器毒性 (反復ばく露)	:	・キシレン: 区分 1(呼吸器、神経系) ・トルエン: 区分 1(中枢神経系、腎臓、肝臓)

12. 環境影響情報

・漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与える恐れがあるので、取り扱いに注意する。特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

残留性／分解性 : エチルベンゼン: 良分解性: 81-100 % (2 週/化審法既存調査)
トルエン: 良分解性: 100 % (2 週/化審法既存調査)

生態毒性 : トルエン: TLm(24, 96h、各種魚類)=10-60mg/L

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	:	・廃棄物はリサイクル等によりできるだけ排出量を削減することが望ましいが、やむをえない場合は法にもとづき処理する。 ・化学物質を含む製品、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 ・容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 ・廃棄物等を焼却処理する場合には、大気汚染防止法、廃掃法、ダイオキシン特別措置法及び都道府県条例にもとづき処置する。 ・排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。 ・廃棄物は、都道府県条例にもとづいて処理すること。 ・使用済みの容器は、いでの場所を定めて集積する。
汚染容器および包装	:	・許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約をして処理をする。 ・環境に配慮し、空容器は内容物を完全に除去後、関連法規ならびに地方自治体の基準に従って適切な処分を行う。

14. 輸送上の注意

陸上輸送	:	・荷送り人は運送者に運搬注意書 (イエローカード等) を交付する。 ・消防法、労働安全衛生法、毒劇物法に該当する場合は、それぞれの該当法律に定められる運送方法に従うこと。
海上輸送	:	・船舶安全法に定めるところに従うこと。 ・個品輸送の場合、海洋汚染防止法対象 ・MARINE POLLUTANT Label を貼付する
航空輸送	:	・航空法に定めるところに従うこと。
国連番号	:	1263
容器等級	:	III
指針番号	:	128

輸送の特定の安全対策及び条件

- ： ・取扱い及び保管上の注意の項の記載に従うこと。
- ： ・容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実に行うこと。

その他

： -

15. 適用法令

使用において、都道府県条例に該当の場合、条例にもとづき取り扱うこと。

消防法	： 第4類 第2石油類（非水溶性）
船舶安全法	： 引火性液体類
労働安全衛生法	： 施行令別表1-4 危険物 引火性の物
労働安全衛生法	： 第57条 名称表示物質
労働安全衛生法	： 有機溶剤中毒予防規則 第2種有機溶剤等
化学物質管理促進法（PRTR法）	： 特定第1種指定化学物質を除く第1種指定化学物質
労働安全衛生法	： 第57条の2 通知対象物
労働安全衛生法	： 特化則 第2類物質（特別有機溶剤等）
海洋汚染防止法	： 海洋汚染物質

16. その他の情報

- 引用文献
- ： ・日本塗料工業会編集「原材料物質データベース」
 - ： オーム社：溶剤ポケットブック危険防災救急便覧
 - ： 国際化学物質安全カード（ICSC）
 - ： 丸善：ザックス有害物質データブック
 - ： 中央労働災害防止協会：化学物質の危険・有害便覧
 - ： RTECS：Resistry of Toxic Effects of Chemical Substances
 - ： ACGIH：Threshold Limit for Chemical Substances and Physical Agents
 - ： 日本ケミカルデータベース製物質データベース
 - ： 原料供給者から提供されたSDS

記載のデータや評価に関しては、いかなる保証をなすものではありません。また、記載事項は通常を取り扱いを対象とするものですので、指定された用途、用法以外には使用しないでください。記載内容は、現時点で入手できた資料や情報にもとづいて作成しておりますが、今後法律、規則等の改正、新たな知見及び試験等により改正することがあります。

なお、この「安全データシート」は日本国内においてのみ適用するものとします。

※本SDSは、2017年（平成29年）3月1日施行の労働安全衛生法に対応しています。